

庄内町営バスへの広告掲載のご案内

庄内町では、町民の皆様の身近な交通手段として、町営バス「はっぴーバス」を運行しております。

はっぴーバスは、役場本庁舎から北月山荘まで運行している幹線路線と、余目地域を巡回運行している循環路線の2種類があります。

このバス車両の車内・車外(側面、後面)へ広告の掲載が可能です。町民の皆様に事業内容等を宣伝してみませんか。

★広告掲載できるもの

掲載できる広告は、次に掲げる要件を備えているものとなります。

- (1) 公共性及びその品位を損なうおそれのないものであること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)の適用を受ける業種に該当しないものであること。
- (3) 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)の適用を受ける業種に該当しないものであること。
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るものでないこと。
- (5) 前号に掲げるもののほか、公益上特に支障がないと町長が認めたものであること。

★広告掲載期間

広告の掲載期間は1か月単位とし、1年間が限度です。

掲載期間は自動更新されませんので、引き続き掲載を希望される場合は、再度申請書を提出していただきますようお願いいたします。

なお、バスの運休日(※)を除きます。

※バスの運休日

幹線路線バス:12月31日から1月3日まで

循環路線バス:12月31日から1月5日まで、日曜日、国民の祝日・休日

「気象条件、道路条件、交通条件」などにより、やむなく運休する場合があります。

★広告を掲載する場所、規格、掲載料

車両種別	掲載位置		規格	広告掲載料
幹線路線 バス	車外	片側面	縦500mm 横1,000mm以内	2,500円/月 25,000円/年
		運転席後部	A3 (縦297mm 横420mm)	2,000円/月
	車内	左右窓上部	B3 (縦364mm 横515mm)	1枠当たり 2,000円/月
循環路線 バス	車外	片側面	縦500mm 横1,000mm以内	2,500円/月 25,000円/年
		後面	縦380mm 横1,000mm以内	3,000円/月 30,000円/年
	車内	運転席後部	A3 (縦297mm 横420mm)	2,000円/月

※ 循環路線バスの車外の後面の掲載位置については、中心市街地循環線に係る町営バスを除きます。

※ 車外の広告は、ラッピング・フィルム、カッティング・マグネット・シート等となります。

※ 車内の広告は、紙類となります。

★広告の製作等

広告の内容などは、あらかじめ町と協議のうえ決定し、広告主ご自身で広告を製作していただきます。また、町営バスへの掲載及び撤去費用についても広告主からご負担していただきます。

★広告の取扱い

掲載された広告については、町では一切責任を負いかねますので、広告主自らの責任で対応していただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

〒999-7781

山形県東田川郡庄内町余目字町132番地1

庄内町 企画情報課 まちづくり推進係

TEL 0234-42-0163

FAX 0234-42-0893

記入例

様式第1号（第8条関係）

庄内町営バス広告掲載申込書

令和●年 4月10日

庄内町長 原田 眞樹 殿

申込者 住所 庄内町余目字町 132-1
代表者氏名 代表取締役 庄内 太郎 ㊟
電話 0234-42-0162
FAX 0234-42-0893
担当者氏名 庄内 次郎

庄内町営バスに次のとおり広告を掲載したいので、庄内町営バス広告掲載要綱第8条第2項の規定により申し込みます。

1 広告掲載車両	幹線路線バス
2 掲載位置	車外片側面
3 広告等の内容及び規格	会社事業の案内(別紙広告案のとおり) 縦 500mm 横 1,000mm
4 広告掲載枠数	1 枠
5 掲載期間	令和●年 5月 1日 ~ 令和●年 5月 31日
6 広告掲載料	2,500 円
7 添付書類	<input type="checkbox"/> 広告案
8 備考	

同意書

庄内町営バス広告掲載に係る事務手続のため、私又は当法人の税務資料を閲覧することに同意します。

令和●年 4月10日

申込者 住所 庄内町余目字町132-1
氏名 庄内 太郎 ㊟